明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）附則第十八条の農林水産大臣が定める基準は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）ごとに、最近年次における当該組合等の区域（法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施区域）内に住所を有する者が飼養する牛、馬及び種豚（法第九十八条第一項第二号の基準に適合するものに限る。）の頭数を、別表の上欄に掲げる包括共済家畜区分（規則第百一条第二項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頭数で除して得た数の合計が、一・〇未満であることとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

包括共済家畜区分	頭数
乳用牛	三百頭
肉用牛	七百頭
一般馬	五百頭
種豚	四百頭

○農林水産省告示第六百三十四号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、次に掲げる告示は、廃止する。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　家畜共済損害認定準則（昭和三十二年十二月二十五日農林省告示第千六十七号）

二　農作物共済損害認定準則（昭和三十三年四月三十日農林省告示第三百七号）

三　昭和三十八年三月十五日農林省告示第三百四十四号（農業災害補償法施行規則第十六条第一項第三号の農林水産大臣の指定する疾病又は不慮の傷害を定める件）

四　農作物共済基準収穫量設定準則（昭和三十九年四月十八日農林省告示第四百五号）

五　昭和四十年七月二十九日農林省告示第八百七号（農業災害補償法施行規則第二十二条第一項第一号の農林水産大臣の定める金額を定める件）

六　昭和四十年九月二日農林省告示第千十五号（農業災害補償法施行規則第十九条の三第六号の農林水産大臣の指定する任意共済を指定する件）

七　昭和四十二年三月十五日農林省告示第四百八号（農業災害補償法第百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を定める件）

八　昭和四十二年三月三十一日農林省告示第四百八十四号（農業災害補償法第八十四条第一項第三号の出生後第五月の月の末日前の日及び出生の年の末日前の日を定める件）

九　昭和四十三年十二月二十三日農林省告示第二千二号（農業災害補償法施行規則第二十六条第三号の農林水産大臣の指定する有価証券を定める件）

十　昭和四十八年二月十九日農林省告示第二百十号（農業災害補償法第百二十条の六第一項第一号の規定に基づき特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分を定める件）

十一　果樹共済損害認定準則（昭和四十八年十一月十七日農林省告示第二千百七十三号）

十二　昭和五十二年一月十九日農林省告示第二十号（農業災害補償法第百十四条第一項の最低割合の基準を定める件）

十三　昭和五十二年二月一日農林省告示第六十一号（農業災害補償法施行令第二条第三号の規定に基づき水稲に係る病虫害を指定する件）

十四　昭和五十二年三月二十八日農林省告示第三百十五号（農業災害補償法施行規則第二十五条第一項及び第二項の農林水産大臣の定める算式を定める件）

十五　昭和五十二年五月二十四日農林省告示第五百二十八号（農業災害補償法施行規則第二十四条第五項の農林水産大臣の定める金額を定める件）

十六　昭和五十四年二月二十八日農林省告示第三百五十九号（農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の規定に基づき特定の共済目的の種類（農作物に限る。）につき品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分等を定める件）

十七　昭和五十四年二月二十八日農林省告示第三百六十一号（農業災害補償法第百二十条の十八において読み替えて準用する同法第百二十条の四の農林水産大臣の定める日を定める件）

十八　昭和五十四年二月二十八日農林省告示第三百六十二号（農業災害補償法第百二十条の二十二第一項の最低割合の基準を定める件）

十九　昭和五十四年二月二十八日農林水産省告示第三百六十七号（農業災害補償法施行規則第十五条の六の農林水産大臣の定める金額を定める件）

二十　畑作物共済損害認定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十七号）

二十一　園芸施設共済損害認定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十八号）

二十二　畑作物共済基準収穫量及び基準収繭量設定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百五十号）

二十三　園芸施設共済価額設定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百五十一号）

二十四　昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十号（農業災害補償法施行規則第三十三条の五の三第一号の農林水産大臣の定める暴風雨を定める件）

二十五　収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則（昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十一号）

二十六　特定収穫共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十二号）

二十七　昭和五十六年九月二日農林水産省告示第千三百二十三号（農業災害補償法第百二十条の十七第一号の規定に基づき特定の畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物につき農林水産大臣が定める期間を定める件）

二十八　昭和五十六年十一月十七日農林水産省告示第千八百二号（農業災害補償法による畑作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件）

二十九　昭和六十年十一月二日農林水産省告示第千六百五十二号（農業災害補償法施行令第四条の農林水産大臣が定める係数を定める件）

三十　昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百二十条の九第一号の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹につき農林水産大臣が定める期間を定める件）

三十一　昭和六十一年三月二十五日農林水産省告示第四百三十九号（農業災害補償法第百十五条第十項の農林水産大臣の定める区域を定める件）

三十二　特定畑作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成六年八月二十三日農林水産省告示第千百九十三号）

三十三　平成十年十一月二日農林水産省告示第千六百八十九号（農業災害補償法第百六条第一項第一号の規定に基づき特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分を定める件）

三十四　平成十一年十二月十三日農林水産省告示第千五百九十五号（農業災害補償法第百二十条の二十六の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件）